

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第251号
委託業務名称	遊休不動産活用チャレンジショップ業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	まちなかの遊休不動産を作家が物品の販売やワークショップを行うチャレンジショップとして活用し、「様々な作家が集まる芸術・文化のまち」としてのブランディングを図るとともに、チャレンジ出店者がまちなかに新規出店する可能性を探る。
履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで
契約年月日	令和5年11月29日
契約額(税込)	2,035,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町12番38号 [商号又は名称] 株式会社黒壁
契約相手方の選定理由	株式会社黒壁は昭和63年4月に設立された、本市の中心市街地活性化や観光産業を牽引する第三セクターである。本業務は長浜らしい観光コンテンツを創出するため、遊休不動産を活用し「様々な作家が集まる芸術・文化のまち」としてのブランド力向上を図るものであり、これにはガラスの芸術・文化の確立により中心市街地の観光産業を長年牽引している株式会社黒壁が適任であると考えられる。以上のことから、本業務については株式会社黒壁との一者随意契約とする。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>